

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2698号)

令和3年12月22日

横情審答申第2698号

令和3年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年1月23日教北指第502号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保護者への聞き取り内容のまとめ」の個人情報一部開示決定に対する  
審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「保護者への聞き取り内容のまとめ」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年10月4日付で行った「保護者への聞き取り内容のまとめ（横浜市立特定小学校に関する文書（当該児童の状況のわかる全ての記録物） 2. 校長の個人的なメモ、PC保存されている文書（2）特定年月の当該児童への教諭の行為に関して、特定学年特定組の保護者に対する聞き取り調査の方法の内容）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 本人開示請求者以外の個人の氏名について

本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため、同号に該当すると判断し、非開示とした。

## (2) 本人開示請求者以外の個人の発言内容の記録について

本人開示請求者以外の個人の情報であって、特定の個人を識別することはできないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号に該当すると判断し、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

## (1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とする

と、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするものである。

- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できないものであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であるため、全部開示が必要と考える。
- (3) 個人情報開示請求で確認した、体罰に関する報告書は、事実と違う内容があるだけでなく、保護者に確認もなく、体罰と思われる内容を2点だけにし、学校や北部学校教育事務所が調査した内容も必要な部分は省略されるなど、不十分な内容であった。
- (4) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

## 5 審査会の判断

- (1) 体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について

横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。

学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校特定学年特定組において、担任であった教諭から体罰を受けたとされる事案に関し、横浜市立特定小学校が特定学年特定組の保護者に対して聞き取り調査（以下「調査」という。）を行って作成した、保護者への聞き取り内容のまとめである。

本件保有個人情報は、調査の時期及び方法並びに調査をした者及び場所を記載した部分（以下「調査方法記載部分」という。）、学校がどのような事項について質問をしたのかを記載した部分（以下「質問内容記載部分」という。）並びに各保護者の質問に対する回答を整理して表形式で記載した部分（以下「回答内容記載部分」という。）で構成されている。

実施機関は、調査方法記載部分の一部（以下「非開示部分1」という。）、質問内容記載部分の全部（以下「非開示部分2」という。）及び回答内容記載部分の全部（以下「非開示部分3」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示部分1について

(ア) 非開示部分1は、3つの部分からなっている。当審査会が見分したところ、そのうち別表の1に示す部分には、保護者の一人に係る回答の内容に付記する形で、調査を行った月日及び場所が記載されていたが、当該情報は、記載内容から他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるとも、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められなかった。したがって、当該情報は、本号本文に該当しない。

(イ) 残りの2つの部分には、それぞれ特定児童の氏名並びに当該特定児童の保護者に対して調査を行った日、時間帯及び場所が記載されていた。

そのうち特定児童の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

次に、当該特定児童の保護者に対して調査を行った日、時間帯及び場所は、個人に関する情報であって、その記載自体から特定の個人を識別することはできないが、別表の1に示す部分とは異なり、記載内容から、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報であることが認められた。したがって、当該情報は、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分2について

当審査会が非開示部分2を見分したところ、学校が各保護者に対して、どのような出来事について質問をしたかが記載されていた。

当該情報は、個人に関する情報ではないから、本号本文に該当しない。

エ 非開示部分3について

当審査会が非開示部分3を見分したところ、各保護者の学校からの質問に対する回答が、当該保護者の氏名等とともに整理されて記載されていた。

(ア) このうち、氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) その余の部分は、非開示部分3が整理されて記載されている状況から、氏名を非開示としたとしても、他の情報と照合することにより、当該箇所の記載に係る特定の個人を識別することができることとなる情報であることが認められた。

そうすると、当該箇所は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報をもとに条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

項	該当ページ	該当箇所	開示すべき部分
1	5 ページ	表の上から2段目左から2列目	2行目から4行目までの全て
2	1 ページ	6行目から8行目まで	全て
	5 ページ	6行目から8行目まで	全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 1 月 23 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 2 月 20 日 (第256回第三部会) 令和 2 年 2 月 25 日 (第336回第一部会) 令和 2 年 2 月 28 日 (第375回第二部会)	・諮問の報告
令和 2 年 3 月 4 日	・実施機関から反論書の写しを受理 ・審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 3 月 24 日 (第395回第二部会)	・審議
令和 3 年 4 月 14 日 (第396回第二部会)	・審議
令和 3 年 4 月 28 日 (第397回第二部会)	・審議
令和 3 年 5 月 19 日 (第398回第二部会)	・審議
令和 3 年 6 月 23 日 (第400回第二部会)	・審議
令和 3 年 10 月 27 日 (第407回第二部会)	・審議